

前橋市請負工事契約に係る 設計変更ガイドライン

令和2年11月

前橋市

目 次

1 発注者の責務	1
2 ガイドライン策定の目的.....	2
3 設計変更	2
3－1 用語の定義	2
3－2 設計変更の基本事項.....	3
3－3 設計変更に関する留意事項.....	4
3－4 設計変更が不可能なケース.....	5
3－5 設計変更が可能なケース.....	6
3－6 仮設・施工方法等の指定・任意の考え方.....	7
3－7 設計図書の照査.....	8
3－8 設計図書の訂正又は変更.....	9
3－9 設計変更の事例と手続き.....	10
3－9－1 契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合.....	10
3－9－2 発注者が必要と認め、変更する場合.....	13
3－9－3 工事を一時中止する必要がある場合.....	14
3－9－4 受注者の請求により工期を延長する場合.....	15
3－9－5 発注者の請求により工期を短縮する場合.....	16
3－9－6 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合.....	17
3－10 設計変更理由について.....	18
4 施工条件明示	21
5 参考資料	24
5－1 前橋市建設工事請負契約約款（抜粋）	24

1 発注者の責務

建設業は、防災・減災、耐震化、長寿命化などの担い手として、その果たすべき役割が増大している。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などによる建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。これらを背景に現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）が令和元年6月14日に一部改正された。

この品確法に規定される「発注者の責務」を踏まえ、発注者はダンピング対策、入札・不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手確保等の重要な課題を理解したうえで業務に取り組む必要がある。

【改正品確法】（抜粋）（平成17年法律第18号・令和元年6月14日一部改正）

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完成時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

（2号～6号、8号、9号省略）

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他必要な措置を適切に講じること。

2 ガイドライン策定の目的

請負工事の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することとされているが、個別に設計された多岐にわたる目的物を多種多様な自然、社会条件下で実施するという特殊性を有しているため、発注時に予見できない事態の発生により、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合がある。

本ガイドラインは、改正品確法の趣旨を踏まえ発注者としての責務を果たすため、前橋市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）に規定する設計変更及び工事の一時中止に係る手続きやルールを明らかにし、受発注者間の共通指針とすることにより、設計変更等を適切に行うことを目的とする。

3 設計変更

3-1 用語の定義

- 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 「設計図書」とは、仕様書、契約図面、施工条件明示書、工事の施工に関する工種・設計数量および規格を示した書類（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいう。
- 「設計変更」とは、契約約款第18条及び第19条の規定により図面等の設計図書を変更する場合、契約手続き前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- 「契約変更」とは、契約約款第24条及び第25条の規定により協議し、工期の変更又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「軽易な設計変更」とは、次のものをいう。
 - ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの
 - ・新工種でないもの
- 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意をすることをいう。
- 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

3-2 設計変更の基本事項

(1) 基本原則

設計変更及び契約変更は、当該工事の実施にあたり、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様の一部を変更することをいい、特に必要な場合又はやむを得ない場合に限りこれを行うことができる。

従って、下記ア～ウのような場合は、上記の設計変更の範囲を越えるものであって、設計変更により対応することはできない。

ア 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する。

イ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する。

ウ 変更に伴う増減額が、請負代金額の30%を超えるもの。

なお、設計変更に伴う増減額については、請負代金額の10%以内になるよう特に留意するように努めること。

(2) 設計変更に伴う契約変更の範囲

ア 設計表示単位に満たない数量の設計変更は、契約変更の対象としない。

イ 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工条件を明示したものは原則として契約変更の対象としない。（当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除く）

(3) 追加工事について

工事の設計変更を行う場合、その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、必要に応じて、当初の工事とは別の工事（以下、「追加工事」という。）として発注する。

この場合でも、工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注されるわけではない。随意契約により契約を締結する場合は、対象となる先行工事が施工中であることを前提に、工期短縮、経費節減の確保等有利と認められ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に合致することが必要である。具体的には、先行工事と密接に関連する付帯的な工事、当初予想し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事等が考えられる。

ただし、施工中の当初の工事と分離することが著しく困難な場合は設計変更とする。

3-3 設計変更に関する留意事項

(1) 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は受注者が工事の目的に沿った施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行う。また、別の工事で施工すべき工事の追加、工事目的と関係のない工種の追加を受注者に対して指示することはできない。

設計変更にあたっては、次の留意事項を厳守する。

ア 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。

(P21 4 施工条件明示参照)

イ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。

(契約約款第1条第5項)

ウ 受注者から設計図書の確認の請求があった場合は、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行う。また、調査の結果は、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。

(契約約款第18条第2項、第3項)

エ 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)

オ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。なお、軽易な設計変更は、工期の末(原則、完成期日の7営業日前)に行うことをもって足りるとする。ただし、工法変更等による軽易な設計変更による合計額が請負代金額の20%を超えると見込まれる場合や変更工種を部分払いの対象とする場合は、その時点で契約変更を行うことが望ましい。

カ 設計変更に伴い契約金額に関する協議を行う場合は書面に概算金額を記載する。

なお、概算金額の記載については、次の事項に留意すること。

(i) 受注者から協議があった場合は、受注者が見積書を提出した場合に限り、その見積額を参考にして概算金額を記載する。

(ii) 受注者からの協議によらず、発注者が指示する場合でも、概算金額を記載する。記載できない場合は概算金額が通知できる具体的な日(「〇〇日までに通知する」)及び理由を記載する。

(iii) 概算金額は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。

(iv) 概算金額の根拠及び算出条件等を明確に記載する。

キ 一つの現場において、複数の契約に基づく工事が実施されている場合には、一工事の設計変更を行なう際に、関連するその他の工事の設計変更も含めて検討する。

ク 請負代金額、工期の変更は発注者と受注者で協議を実施して定めること。

(契約約款第24条、第25条)

(2) 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければならない。

ア 工事の着手にあたって設計図書の照査を必ず実施し、契約約款第18条第1項に該当する内容を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

イ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ないケースがあるため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行う。

ウ 受注者は、独自の判断で施工するのではなく工事打合せ書等の書面による回答を得てから施工する。

3-4 設計変更が不可能なケース

次の場合においては、原則として設計変更はできない。ただし、契約約款第27条（臨機の措置）に該当する場合はこの限りではない。

ア 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

イ 発注者と「協議」しているが、協議の回答前に施工を実施した場合

ウ 「承諾」で施工した場合

エ 契約書、標準仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款18条から24条、標準仕様書）

オ 正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）で施工を実施した場合

3-5 設計変更が可能なケース

契約約款において、設計変更の対象事項は表 3-5 のとおり規定している。

設計変更の事例、手続きは 3-9 を参照

＜表 3-5＞

設計変更の対象事項	契約約款
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（3-9-1）	第18条第1項第1号
2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある。（3-9-1）	第18条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない。（3-9-1）	第18条第1項第3号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない。（3-9-1）	第18条第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた。（3-9-1）	第18条第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する。（3-9-2）	第19条
7 受注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止（3-9-3）	第20条
8 受注者の請求による工期の延長（3-9-4）	第22条
9 発注者の請求による工期の短縮（3-9-5）	第23条
10 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（3-9-6）	第18条

上記以外にも約款では第 31 条で、特許権等の使用（第 8 条）、支給材料及び貸与品（第 15 条）、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（第 17 条）など、特別な理由があるときは設計変更することができると規定している。しかし、上表に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を超える場合は、設計変更により対応することはできない。

3-6 仮設・施工方法等の指定・任意の考え方

(1) 施工方法等の指定・任意の基本的な考え方

仮設及び施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）は、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則となる。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

- ・「指定」とは、工事目的物を完成する手段のうち、設計図書で指定したどおりに行わなければならない施工方法等のこと。
- ・「任意」とは、工事目的物を完成する手段のうち、設計図書で指定せず受注者の責任で決定できる施工方法等のこと（自主施工）。

(2) 指定・任意の設計変更における留意点

任意の施工方法等は、受注者がその責任において定めるものであるため、原則として設計変更の対象とはしない。ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選択するために必要な条件について変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

指定の施工方法等については、受注者の裁量の余地が認められていないため、現場で施工する構造、規格、寸法、工法等の全てが設計変更の対象となる。

【指定・任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に明示	施工方法等について明示しない※1
施工方法等の変更	変更するには発注者の承認または指示が必要	変更に当たって発注者の承認または指示は必要ない
建設機械の機種及び規格	騒音、振動規制法に関する機械及び設計図書で指定したもの	左の制約以外の機械は任意
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象としない
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、受注者を拘束するものではない。

※ 仮設及び施工方法の任意と指定については、「任意と指定の運用について（案）」において、詳しく解説する。

3-7 設計図書の照査

(1) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、受注者が発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いかを確認することで、土木工事標準仕様書では、設計図書の照査について次のように規定している。

1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等（協議用図面程度であり変更設計図面でないもの）を含むものとする。

監督員は、受注者から確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、調査終了後、原則として14日以内に、その結果を受注者に通知する。また、調査結果において、契約書18条第1項から第5項に係る事実が確認された場合であって、必要があると認められるときは、設計図書の訂正または、変更は監督員が行う

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

(2) 「設計図書の照査」の位置づけ

設計図書の照査によって、発注者が受注者に対して図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等を指示する場合は、照査の範囲を超えるものとして設計変更の対象とする。この変更の場合の手続きは、3-9-6を参照

ア 受注者は、工事請負契約書及び標準仕様書に基づいて、設計図書の照査を行う。

イ 標準仕様書1-1-1-3「設計図書の照査」に記載のあるとおり、照査結果から契約約款第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督員が確認できる資料（現地地形図、施工図等）の作成は、受注者の負担により行う。

ウ また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする（受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。）。

(3)「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

- ア 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計
- イ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ウ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
- エ 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- オ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- カ 現地測量の結果、排水計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の横断計画の見直しが必要となるもの。
- キ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ク 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ケ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- コ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- サ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- シ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。
- ス 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず標準仕様書に基づいて縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）
- セ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成
- ソ 要領等の変更に伴う構造計算及び図面作成
- タ 照査の結果必要となった追加調査の実施

〈例〉・ボーリング調査

・杭打、大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査 等

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図、並びに監督員に条件変更の確認を請求する場合の資料作成については、受注者の費用負担によるものとする。

3-8 設計図書の訂正又は変更

設計図書の訂正又は変更は発注者が行う。（契約約款第18条第4項）

3-9 設計変更の事例と手続き

工事を実施していく中で、表3-5に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。このような場合、工事目的を達成するために設計図書を変更し、必要に応じて工期、請負代金額を変更する。設計変更を行う場合の事例と手続きを以下に示す。

3-9-1 契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合

(契約約款第18条第1項第1号)

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)(契約約款第18条第1項第1号)

ア 図面と設計書で、材料の名称や規格が一致しない。

イ 図面と設計書で(構造物延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない。

ウ 平面図と縦断図で(管布設延長、材料等)が一致しない。

(2) 設計図書に誤りや脱漏がある場合(契約約款第18条第1項第2号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

①設計図書に誤りがある場合

ア 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。

イ 設計図書に示されている杭の打設方法では、明示されている土質での施工ができない。

②設計図書に脱漏がある場合

ア 使用する部材の品質が明示されていない。

イ 図面に示されている材料が設計書に計上されていないなど、各設計図書間の材料名が一致しない。

ウ 条件明示する必要がある場合であって、土質、地下水位に関する明示がない。

エ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員の明示がない。

オ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない(設計図書で「足場は建築工事」と記載されているが、実際には建築工事に含まれていなかった。)

(3) 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第18条第1項第3号）

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

- ア 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確である。
- イ 水替工実施の記載があるが、作業時、常時などの運転条件等の明示がない。
- ウ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。
- エ 参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない。
- オ 図面の記載内容が読み取れない場合

(4) 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約約款第18条第1項第4号）

自然的条件の例としては、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられる。

人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関係する法令等が挙げられる。

また、受注者の照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合 ⇒「3-7 設計図書の照査」参照

- ア 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- イ 設計図書に明示された土質や地下水位が工事現場と一致しない。
- ウ 設計図書に明示された舗装構成が工事現場の舗装構成と一致しない。
- エ 設計図書に明示された地下埋設物の位置、数量、大きさが工事現場と一致しない。
- オ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置条件が現地条件と一致しない。
- カ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の現場条件が異なる事実が判明した。
- キ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった。
- ク 現地条件が異なり、再計算の必要が生じた。

(5) 予測することができない特別な状態が生じた場合（契約約款第18条第1項第5号）

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當である場合。

- ア 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- イ 埋蔵文化財が発見され調査が必要になった。
- ウ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった。
- エ 掘削断面に地下工作物が出現し取壊しが必要になった。

《手続きフロー》

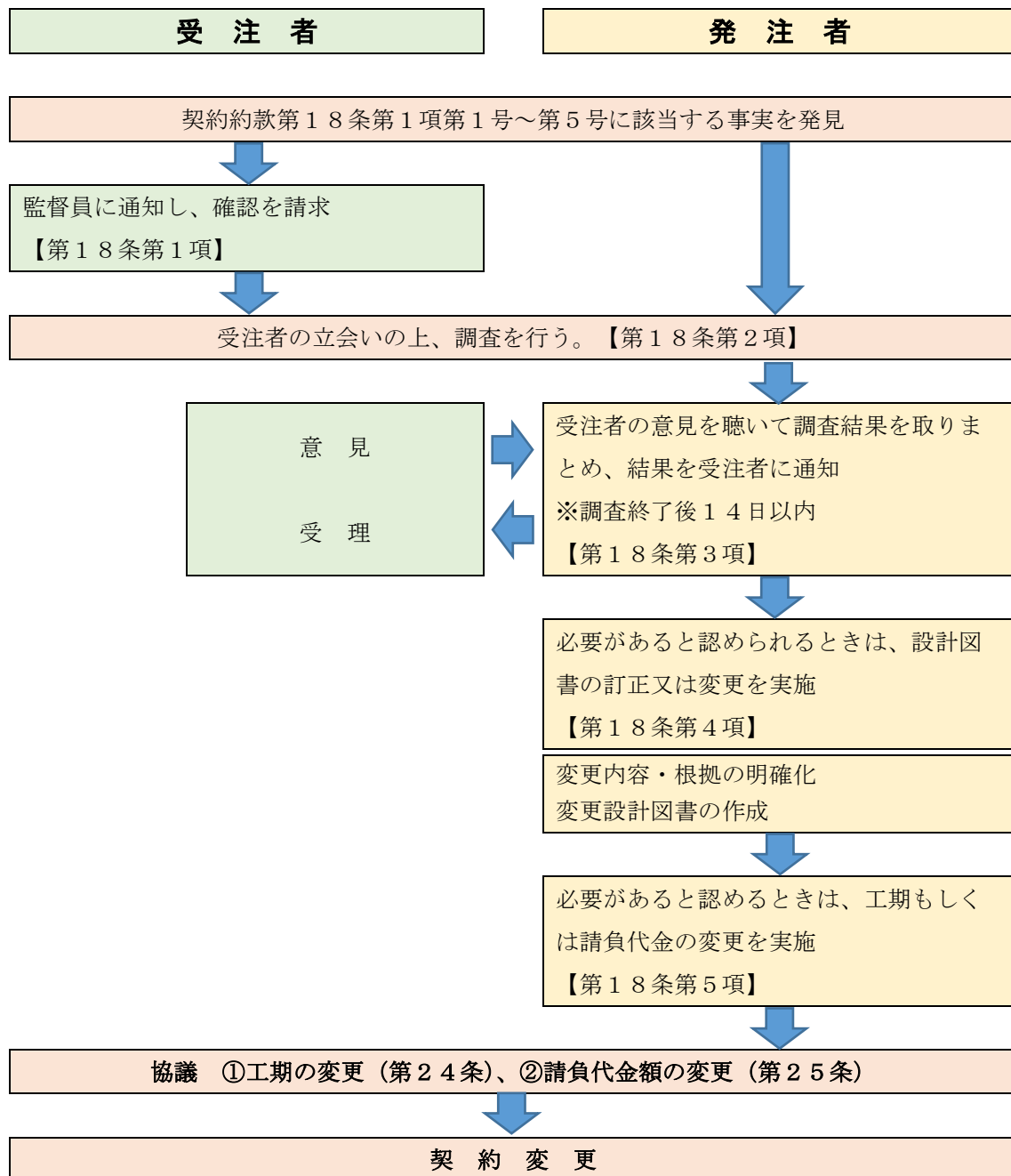


図3-9-1 契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合

3-9-2 発注者が必要と認め、変更する場合

(契約約款第19条)

発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

ア 警察、河川・鉄道の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との事前協議内容に変更が生じたことにより、施工内容等を変更する。

イ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。

ウ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先の受入条件が変更となり、処分先を変更する。

エ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く）が必要と判断し追加する。

オ 使用材料を変更する。

カ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、発注者が変更する必要があると認める場合

キ 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。

ク 地元からの要望等で、交通誘導警備員の人数を変更する。

《手続きフロー》

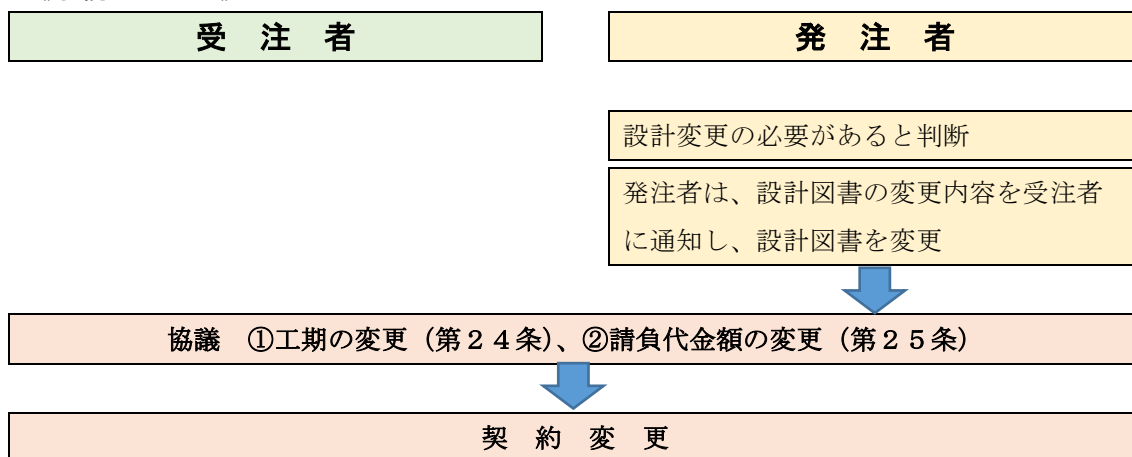


図3-9-2 発注者が必要と認め、変更する場合

3-9-3 工事を一時中止する必要がある場合

(契約約款第20条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合
(工事一時中止に係るガイドライン(案)参照)

ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。

イ 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。

ウ 道路、警察、河川及び鉄道等の管理者間協議が終わっていない。

エ 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた。

オ 予見できない事態(地中障害物の発見等)が発生した。

カ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる

キ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった。

ク 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった。

《手続きフロー》

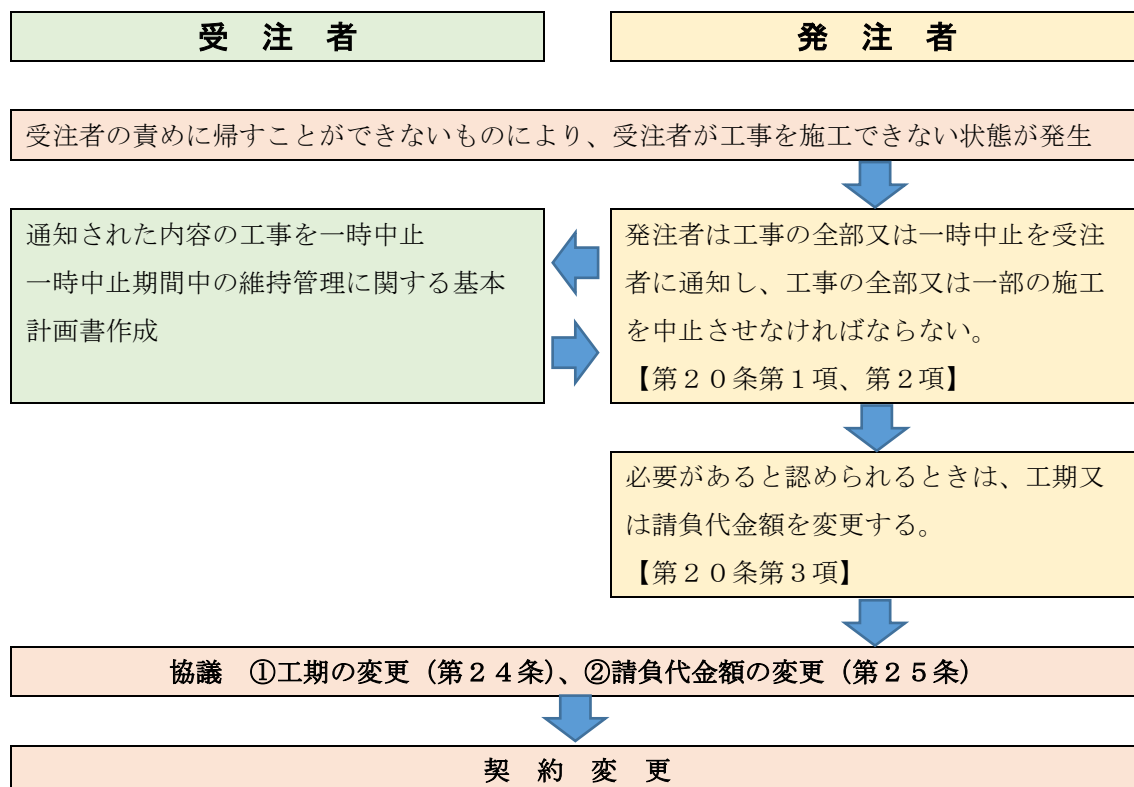


図3-9-3 工事を一時中止する必要がある場合

3-9-4 受注者の請求により工期を延長する場合

(契約約款第22条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた。

イ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた。

ウ 施設側（発注者側）の都合により工事の時間帯を制限する必要が生じた。

《手続きフロー》

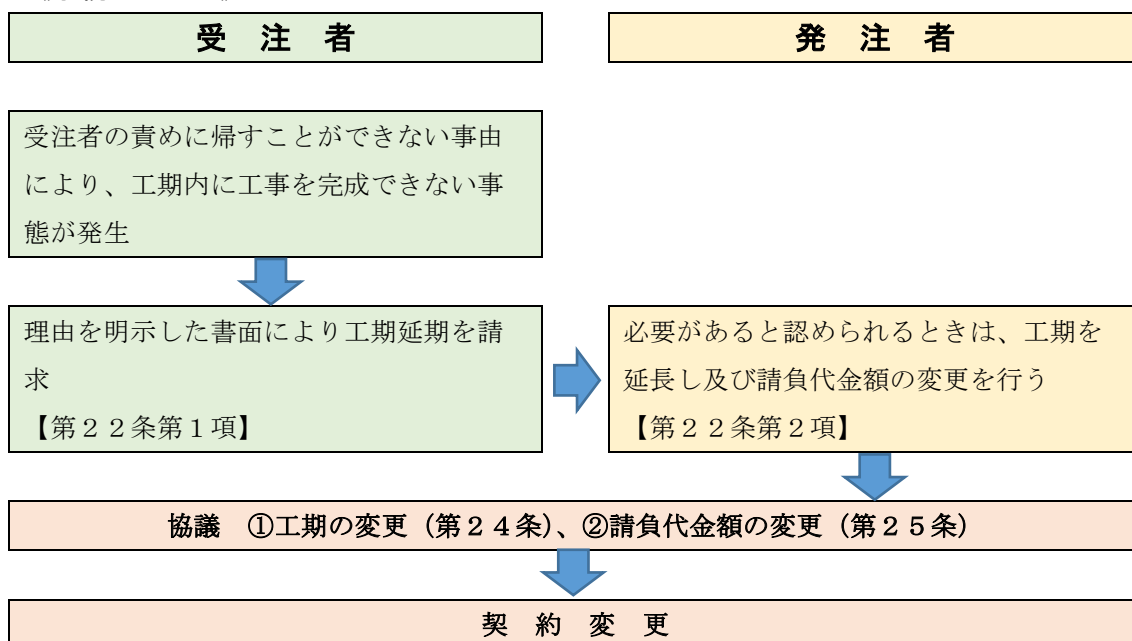


図3-9-4 受注者の請求により工期を延長する場合

3-9-5 発注者の請求により工期を短縮する場合

(契約約款第23条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる

ア 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合

イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

ウ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

《手続きフロー》

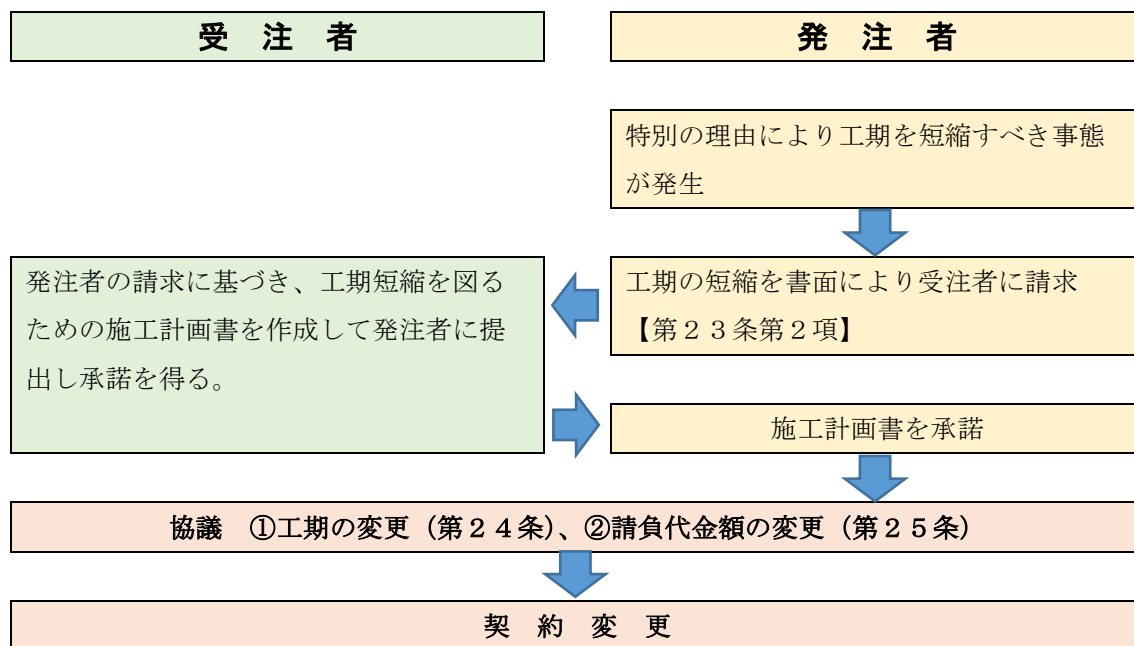


図3-9-5 発注者の請求により工期を短縮する場合

3-9-6 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合

(契約約款第18、19条)

《手続きフロー》

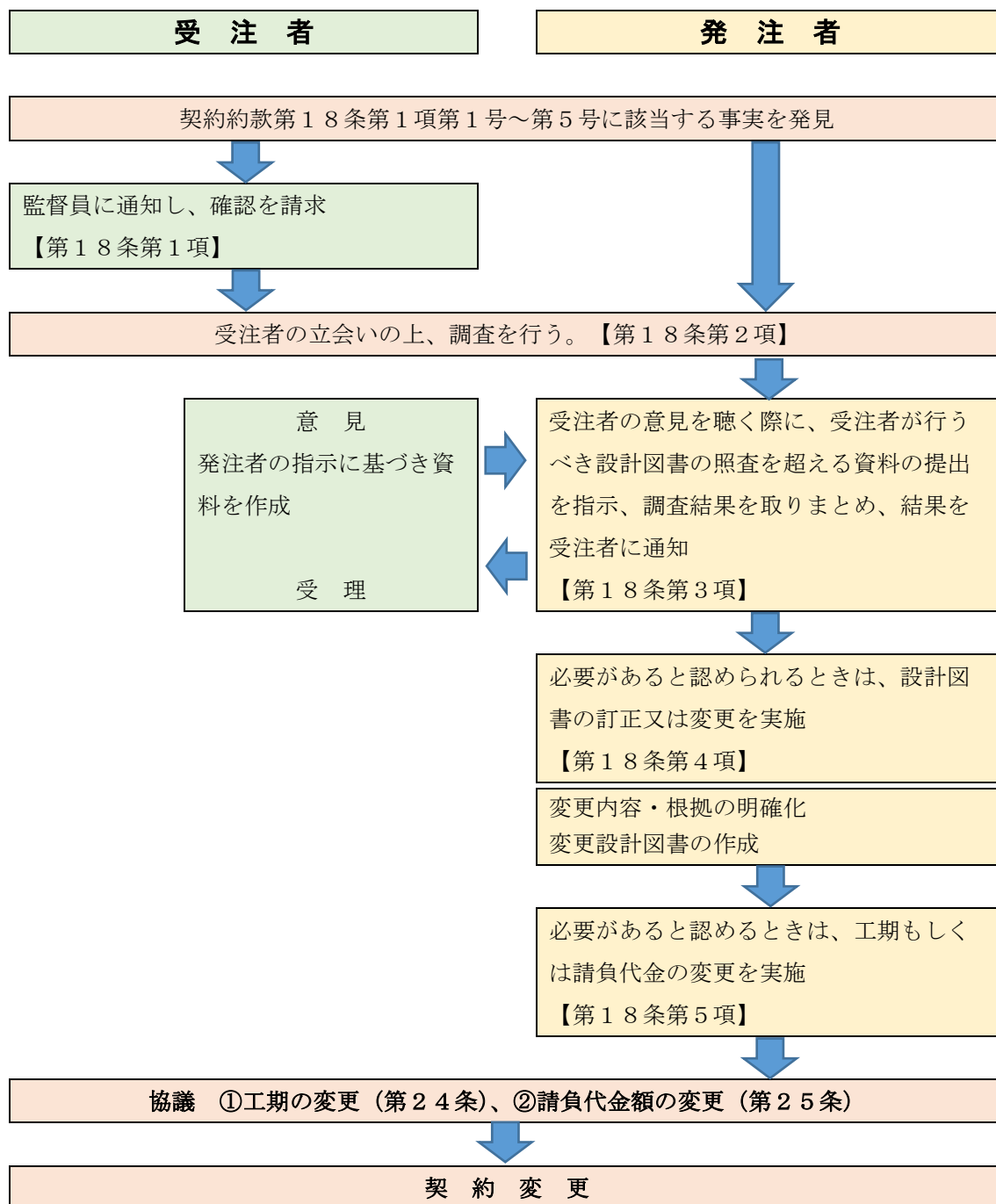


図3-9-6 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合

3-10 設計変更理由について

変更理由は、「変更することが必要になった原因」「その対応策」について明確かつ簡潔に記載すること。

(1) 基本的な設計変更理由の文章構成

設計変更理由の基本構成

① の結果、② が判明し、
③ できないことが確認されたため、④ を○工するものです。

① 施工条件が変更となる起因となったこと

- ・ 試掘調査の結果、
- ・ 詳細な測量の結果、
(起工測量は、当初設計の測点での確認であるため、詳細な・・・とする。)
- ・ ○○○○と協議した結果、

② 施工条件の変更した内容

- ・ 地下埋設物が想定した位置と異なり、
- ・ 既設構造物の根入れが想定と異なり、

③ 条件変更による

- ・ 当初設計の布設位置に埋設できないことが判明したため、
- ・ 当初設計の布設位置では、既設構造物に影響があると判明したため、

②と③を併せた文章

- ・ 当初設計で計上した布設延長だと既設管に接続できないことが判明したため、
- ・ 当初設計で計上した舗装面積だと、既設舗装に擦り付けできないことが確認できたため、

④ 具体的な変更内容

- ・ 布設位置を変更するために管布設工を増工するものです。
- ・ 布設延長を増工するものです。
- ・ 舗装面積を増工するものです。

(2) 変更設計理由記載例

変 更 要 素	理 由	内 容
設計図書間の不一致等 (契約約款第18条第1項第1号～3号)	【設計図書間の不一致等により、…ため】	【……を、変更するものです。】
	平面図で表示されている水路の管理柵(〇〇×〇〇)が、設計書で計上されていないことが認められたため、	管理柵を増工するものです。
<u>(注意) 設計図書を十分な精査していれば、避けられるものであるため、可能な限り変更がないことが望ましい。</u>		
設計図書間と現場の状態との不一致等 (契約約款第18条第1項第4号～5号)	【…の結果、…のため】	【…の…を、…から…に変更するものです。】
	水路掘削の結果、玉石混り土が確認されたため、	No〇～No〇間の水路掘削の一部の土質を、砂質土から玉石混り土に変更するものです。
	現地掘削の結果、No〇～No〇間で軟弱層が確認され、路床の支持力を確保するため、	路床置換工を増工するものです。
	既設舗装の取壊し厚が、現地を掘削したところ当初の想定より厚かったため	アスファルト運搬処理量を増工するものです。
	地下埋設物の試掘を行ったところ、〇〇地下ケーブルの埋設位置が当初想定と異なっていることが判明し、管路埋設位置の変更が必要となったため、	管路延長、及び人孔設置工を増工するものです。
	現地掘削の結果、No〇～No〇間で湧水が確認され、施工に支障をきたすため、	水替工を増工するものです。
	工事着手時に地下水位を確認したところ、設計時における地下水位より低かったため、	立坑側部の薬液地盤改良高を、現状の水位に合わせ、減工とするものです。

変 更 要 素	理 由	内 容
発注者自らの意思により設計図書を変更するもの (契約約款第19条)	No〇付近の交差点の試掘結果により、〇〇管との離隔を確保するため、管路埋設位置を交差点中央部に変更する必要がある、〇〇警察署と協議した結果、工事の作業時間を夜間とする条件が付されたことにより、	交通誘導警備員（夜間勤務）を、増工するものです。
	本工事箇所は、〇〇病院の出入口に位置しており、病院側との調整により先行する道路占用工事（ガス、上水、下水）の工程が遅れたため	工期を延長するものです。
工事の一時中止をするもの (契約約款第20条)	【…により…したことから、…の必要が生じたため】	【…を…まで一時中止するものです】
	電柱の移設先の用地交渉が難航しており、工事の着手ができないため、	〇〇月〇〇日まで工事を一時中止するものです。これに伴い当初工期内の完成が困難となったため、工期の延長も合わせて行うものです。

(注) 理由には、変更の必要があると認められた理由を、また内容には変更の範囲、工種名、変更内容等を記述する。

4 施工条件明示

施工条件の明示は、公共工事の公正な請負契約の根幹を成すものであり契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

※フレックス工期を設定する場合には、工事開始期限日及び工事完成期限日を明示すること。

施工条件の明示事項

明示項目	明示事項
工 程	1 他工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容及び成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 関連する設備工事の機器の総合試運転及び調整期間を全体工期から差し引いた概成工期を設定して発注する場合は、その工期 6 工事着手前に土壌調査、地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7 <u>フレックス工期を設定して発注する工事については、工事開始期限日及び工事完成期限日</u> 8 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして市有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

環 境 対 策	1 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 4 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 5 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
安 全 対 策	1 交通誘導警備員及び交通安全施設等を指定する場合は、その内容 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 発破作業等の保全設備及び保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
道 路	1 一般道路を搬入路として使用する場合 ア 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 イ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮道路を設置する場合 ア 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 イ 仮道路の設置期間及び工事終了後の処置（存置又は撤去） ウ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設	1 土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容

建設副産物	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場等を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物等	1 地上、地価等への専用物件の有無及び専用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
薬液注入関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長と注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再利用の有無、引渡場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等 10 改修工事等で既存躯体の補修を行う場合は、その内容_

5 参考資料

5-1 前橋市建設工事請負契約約款（抜粋）

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1） 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- （2） 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- （3） 設計図書の表示が明確でないこと。
- （4） 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- （5） 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- （1） 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
- （2） 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
- （3） 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者が協議して発注者が行う。

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。